

平成23年度障害者職場実習促進事業の概要

1. 事業の目的

この事業は、障害者の職場実習の円滑な実施を目的とした施設設備の整備改修に係る経費の一部を補助することにより、障害者の職場実習受入先の積極的な確保と整備に寄与することを目的とします。

2. 事業の内容

障害者の職場実習を受け入れている企業又は今後積極的に受入れを行う企業が、障害者の職場実習の受入れに際して、その円滑な実習を実現するために当該企業内の施設設備の改修、改良又は更新等を行った場合に、その費用の一部又は全部を助成する制度です。

3. 対象となる企業

次のいずれかに該当する企業を対象とします。

(1) 障害者福祉施設（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び授産施設）から職場実習を継続的に受け入れている企業

(2) 今後（1）の施設から継続的に職場実習を受け入れようとする企業

※ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び授産施設自らが行う施設整備は、この事業の対象となりません。

4. 職場実習とは

この事業でいう「職場実習」には、施設が企業から請け負った業務への従事は含みません。

5. 申請方法

(1) 申請書様式が必要な場合は、当課までご連絡ください。（連絡先：「15. お問い合わせ、申請書の提出先」のとおり。）

(2) この事業を利用しようとする企業は、申請書に必要な書類を添付し、締切日までに提出しなければなりません。

(3) 実際の整備は、補助金の交付決定後に行うものとし、事前着工、既に購入した備品等への補助は行いません。

(4) 施設等の整備は、平成23年度中（平成24年3月31日まで）に完了しなければなりません。

(5) 申請書受理後、整備内容を審査のうえ、補助金交付の可否を決定します。

(6) **申請書を提出する前に、必ず当課と協議を行ってください。**

6. 補助の対象となる経費

この事業の対象となる経費は、障害者の職場実習受入のための施設設備の新設、設置又は改造に係る経費とします。

7. 補助基準額等

- (1) この事業における補助金の額は、1企業あたり200万円を上限とし、事業に係る経費と比して小さいほうの額とします。
- (2) この事業を利用しての補助金の交付は、1企業あたり1回を限度とします。

8. 補助率

補助対象経費の10/10を補助します。ただし、1企業あたり200万円を上限とします。

9. 実績報告

- (1) この補助金の交付を受けた企業は、申請内容に基づいて施設設備を整備し、その実績を知事に報告しなければなりません。
- (2) 実績報告後、補助金の額の確定を行います。

10. 補助金の支払時期

補助金は、補助金額確定後に支払うものとします。

11. 職場実習の受入れ

- (1) この補助金によって職場設備等を整備した企業については、「職場実習受入企業」として受入れ可能人数、実習内容等の情報を県から障害者福祉施設等に周知します。
- (2) 企業は、実習受入の申込みに対し、可能な限り受入れを行わなければなりません。

12. 実習受入状況報告

この補助金の交付を受けた企業は、障害者の職場実習受入状況を、補助金交付の年度から5年間、知事に報告しなければなりません。

13. 申請書の締切日

追加募集締切 平成23年12月28日（水）17時

14. 補助金の交付決定

申請書受理後、整備内容、事業効果等を勘案して、予算の範囲内で交付決定を行います。

15. お問い合わせ、申請書の提出先

〒812-8577（福岡市博多区東公園7番7号）
福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課障害者雇用係
TEL 092-643-3593

○福岡県障害者職場実習促進事業の対象について

補助金の対象となる設備等整備の例をご紹介します。

【対象となる整備の例】

・既存職場実習場所の拡張、新設等

・実習場所のバリアフリー化工事

（スロープの設置、手すりの取付け、車椅子に対応した廊下の拡張やトイレの工事、滑りにくい床材への変更 等（上記実習場所の拡張、新設等に伴うものでも可）

・障害者が作業しやすいように工夫された機器等の購入

（作業を簡易化、単純化できる機器の設置
音声、光等複数の方法で作業者に知らせる機能を持つ機器の設置
作業する高さを調節できる機器（上下昇降機能等）
より安全性が高い機器の購入 等

・障害者が操作する機器の改造、改良

（作業を簡易化、単純化する改良
作業の高さを調節できるものへの改造
作業機械への安全装置等の取付け、強化
緊急安全停止装置の取り付け 等

・障害者が職場実習において作業するのに必要な器具の購入

（職場実習で操作するパソコン等の電子機器類
実習で使用する作業台・椅子等
職場実習用のライン等の増設
その他職場実習に使用する備品等の整備

【対象とならない整備の例】

・ 直接職場実習とは関係のない工事

・ 実習の快適性のみを向上させるための設備整備

空調および冷暖房設備等の整備（実習の内容上特に必要と認められる場合は除く。）

休憩所等の設備の整備

娯楽用設備及び備品の整備

・ 職場実習に使用する施設の修理、修繕に関する整備

壁、屋根等の修繕

現在故障している機械等の修理

・ 日常的に職場実習受入時以外において企業がその業務の用に使う設備

今回の補助金で整備した機器、設備等については、職場実習受入時に必ず実習者に使用させるものとし、実習者が使用しないものについては、補助の対象となりません。

今回の補助事業については、障害者の方の職場実習先の確保及び実習職種の開拓を目的としているため、その対象となる設備整備の種類は、実習者の受入数を増加させるもの、直接的に実習者の作業負担を軽減するもの及び実習時の安全性の確保が図られるものが中心となっております。

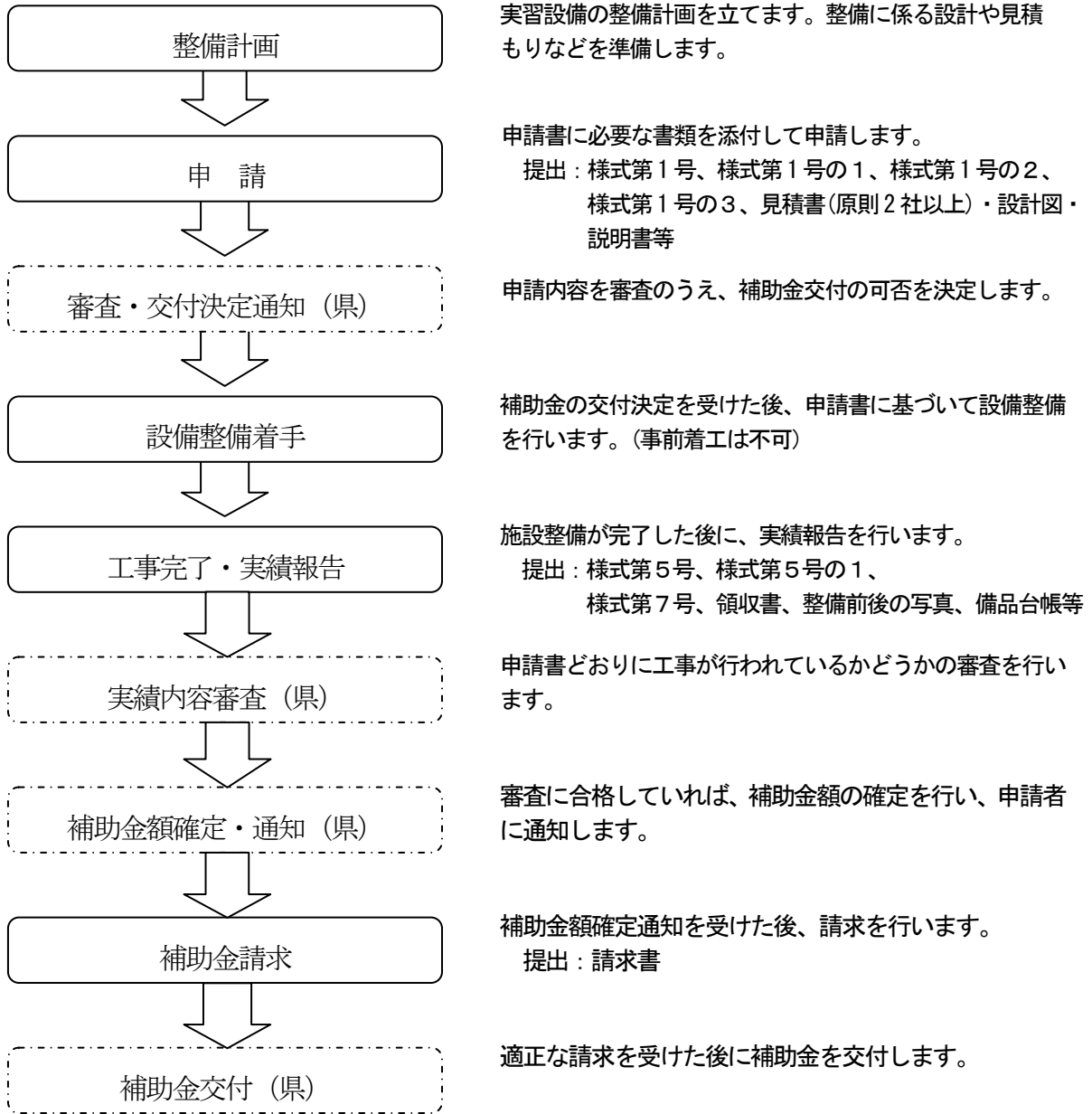
また、個別具体的に判断が必要な場合も想定されますので、申請される前に一度ご相談くださいますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先は下記のとおりです。

福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課障害者雇用係
電話 092-643-3593（直通）

○ 福岡県障害者職場実習促進事業

職場実習促進事業補助金交付までの流れ



実習受入企業としての広報

障害者の職場実習受入企業として関係機関等に広報し
ます。職場実習は、積極的に受け入れてください。

受入状況報告

企業は、職場実習受入にかかる報告書を5年間報告しな
ければなりません。